

不戦条約と日本のマスメディア

玉井研究会

- 序 問題意識と不戦条約概説
 - 一 極益と軍備をめぐる国際関係
 - 二 不戦条約の理念と内容に対する評価
 - 三 「人民の名に於いて」問題の解釈と政府の対応
 - 四 風刺画、広告、和歌・漢詩
- 結びにかえて

序 問題意識と不戦条約概説

(一) 問題意識

一九二八年（昭和三年）八月、フランスのパリにおいて、世界で初めての包括的な戦争禁止を謳った恒久的平和条約が締結された。通称ケロッグ・ブリアン条約、もしくはパリ不戦条約（以下、不戦条約）として知られる。この条約は、その正式名称を「戦争放棄に関する

条約」という。これは国策としての戦争の原則的禁止と国際紛争の平和的解決の原則を規定する二カ条からなる。

本条約は一九二八年という、第一次世界大戦後の欧州を主体とする平和協調路線の国際的風潮の中で生まれた。当時、第一次世界大戦の戦勝国及び国際連盟加盟国の一員となり、暗れて大国としての自負を抱くに至った日本にとって、この世界的な平和協調の波は無視することのできない潮流だった。しかし他方において、満州権益という最大関心事を抱えていた日本にとって、この不戦条約が掲げる「不戦」という理念は、既得権益の擁護に支障をきたしかねない存在でもあった。

こうした戦争放棄、国際的体面の保持と、白国の既得権益の擁護という相反する二種類の思惑が、日本のみならず他の大国の中でも錯綜していた。本国以外の地域に多くの権益をもつイギリスやアメリカなどは、不戦条約調印に際して権益擁護のための留保を付ける

までに至っていた。

このように、国際的視野から見た不戦条約は、第一次世界大戦を経てなお残存する、主に国益追及を謳う旧秩序の名残と、第一次世界大戦を経て新しく生まれた国際平和協調を謳う新秩序という二種類の理念が、同時代に共存したことに由来する表面化させる役割を担っていた。また、国内に目を向けると、不戦条約は以下本書で述べていくように、当時の日本が抱く国際観、国体観を分析する上での試行的な役割を果たしている。更に、本論文では詳しく扱っていないが、後の満州事変や極東軍事裁判において、不戦条約は日本の責任追及の根拠として用いられており、日本の近代史を語る上でも非常に重要な役割を果たしているといえよう。

本論文は上記の問題意識に立ち、不戦条約に関する国内マスメディアの論調を、報道を通じて見ていくものである。当時、日本国内において多くのマスメディアが不戦条約に関する議論を報道していたが、これは当該時期の日本国内における不戦条約への関心の高さを如実に表している。しかしながら、不戦条約に関する代表的な先行研究は主に条約締結までの推移や政府の対応などを研究したものであり、当時の日本のマスメディアの反応を総合的に取り扱ったものは管見の限り存在しない。

そこで本論文では、当時の日本のマスメディアに研究の焦点を絞って調査を行うことにする。各章では、当時最も報道量が多く、且つ活発に論議されてきた論点、即ち不戦条約をめぐる論議された他国の権益擁護並びに軍備と日本のそれらに対する姿勢、不戦条約

の実効性の問題、そして不戦条約に関して一貫して政府が取り続けた受動的態度などを考察する。これらを通じて、当時の日本がおかれていた国際的立場、日本にとつての満蒙権益の重要性、国内政治の諸問題点、そして残る旧秩序と来る新秩序との狭間で揺れ動く当時の日本の姿を浮き彫りにすることを試みる。

具体的には、不戦条約に関する当時の報道資料(新聞、雑誌)を収集し、上記の各観点から分析を加えていく。次いで当時の新聞や雑誌に掲載された広告、風刺画、漢文等といった、より国民にとつて身近なメディアを通じて、当時彼らがどのような視点でこの条約を見ていたのかを分析していく。本論文が、昭和初期の日本にとつて不戦条約がもたらした影響を解き明かす研究の一助となることができれば、幸いである。

(二) 論文概説

1 はじめに

本論文は不戦条約に関するメディアの反応を分析の対象としている。したがって、どの節においても不戦条約に関する通史的な詳細を扱ってはいない。そこで、この項では不戦条約の成立までの経緯と当時の時代背景について概観し、本論文を理解する前提としたい。

2 不戦条約成立までの経緯

不戦条約は、その発案国であるフランスと、最初にその調印を提案されたアメリカとの二国間によって行われていた、度重なる論議

の後に世界に提案された。二年以上にも及んだこの二国間交渉は、一般的に仏米交渉と呼ばれている。

仏米交渉は一九二七(昭和二年)四月、フランスの外相であるアリスティード・ブリアンが、戦争違法化の相互公約を、AP電を通じてアメリカ国民へ呼びかけたことに始まる。当初、フランスは自国とアメリカとの間で二国間条約を締結することを目的としていた。これはフランスが、当時国際連盟未加入であるアメリカとの間にあった仏米相互の不信感を危惧し、自国の安全保障体制にアメリカを組み入れようとしたためである。

一方、伝統的に特定国との二国間同盟締結を避けることを方針としていたアメリカでは、この平和条約をフランスとの二国間で結ぶことに難色を示す意見が大勢であった。こうした国内世論を受けて、アメリカの国務長官マイケル・ケロッグは同年六月にフランスから正式な条約締結の打診を受けると、この条約への加盟を各主要国へ拡大し、多面的な国際条約とすることを提案した。フランスが二国間条約をもってアメリカを自国の安全保障体制に組み込もうと考えたように、アメリカは多国間で戦争を禁止する条約を結ぶことにより、世界を自らの安全保障体制へと組み込もうとしたのである。

結局、アメリカ側の主張通り、不戦条約は多国間条約として各国に提案されるにいたった。その原案としてフランスは、侵略戦争のみを禁止するという、全六カ条からなる仏案を提示した。これに対してアメリカは全ての戦争を禁止するという、全三カ条からなる米案を提示し、ここで比較的现实的な仏案と、理想主義的な米案のど

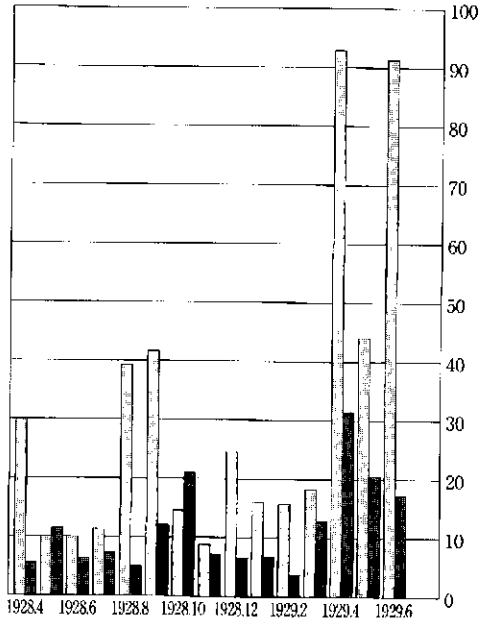
ちらを支持するかという論争が巻き起こった。しかし、翌年四月のアメリカ国際法協会年次大会における演説の席においてケロッグ国務長官は、条約文については米案の採用を強く主張しながらも、その解釈に関しては「総テノ国ハ条約ノ規定ノ有無ニ拘ラズソノ領土ニ対スル侵略ヲ防守スル自由ヲ有ス」、「締約国ノガ本条約ニ違反セル場合該当国ニ関スル限り他ノ締約国ガ自動的ニ不戦義務ヲ免除セラルコト勿論ナル」など、大幅にフランスへの配慮を示す声明を発表した。そして、その後更に数ヶ月に亘る交渉を経て、結果的に米案が採用され、仏米交渉は終わりを告げた。この後、不戦条約加盟の交渉は、米国を主体として各国と行われていく。

3 不戦条約提案当時の背景

上記のような経緯をもって、不戦条約は当初の二国間条約から転じて国際条約として各国にその調印が求められるに至った。では、不戦条約が提案された当時の世界及び日本は、一体どのような背景を持っていたのだろうか。

不戦条約が現れた一九二七年という時期、世界は一九一八(大正七)年十一月にその終焉を迎えた第一次世界大戦の記憶を色濃く残していた。人類史上初の世界規模の総力戦を経て、参戦国の多くにおいて戦争を厭う国際的平和主義風潮が沸き起こっていたのである。ことに、自国を焦土とされ疲弊しきった欧州諸国は、再び戦火を招きかねない新たな植民地の拡大よりも、既にある権益を維持することに国策の重点を転換し始めていた。

表1 不戦条約関連記事数の推移



析する。更に、当時この問題をめぐる政府の曖昧な態度に対する批判が相次いでいたことから、日本が当時憲政を未だ重要視していたこと、など当時の日本人の内政観をも読み取ることができる。

5 不戦条約へのメディアの注目度

冒頭及び前節で述べてきたように、本論文各章における分析はあくまで当時の日本のマスメディア報道を論拠として用いていく。では、当時の日本国内における不戦条約に関する諸問題への関心の度合いは、どの程度のものであったのだろうか。

繰り返すが、当時日本が対外問題の主眼として捉えていたのは満州を中心とする中国問題である。それは満州という既得権益が、人口、資源、防衛（特に対露）など、当時日本が抱えていた数多くの問題解決の鍵たるものであったからに他ならない。しかし、当時の新聞、雑誌を調査してみると、このような大きな問題を抱えながらも、なお、日本は不戦条約に対する関心を継続的に抱いてきたということが分かった。

表1を見て分かるように、報道量の増減こそあるものの、一九二八年四月から一九二九年六月にかけて、日本のマスメディアは常に何らかの形で不戦条約に関する記事を掲載し続けている。中でも外交専門誌の中には紙面のおよそ二割を不戦条約関連の論文に割いているものすらあり、当時の日本国民が不戦条約に対して少なからぬ関心を抱いていたことは否定できない。

以上のことから、不戦条約に対する国内メディアの反応を検証することは、第一次大戦以降の日本がとった様々な行動を理解する上で、非常に重要な視点であると言える。以下、各章を通じて、上記の諸問題への意識を詳細に分析していく。

一 権益と軍備をめぐる国際関係

はじめに

第一次世界大戦後、戦争に対する反省から欧米諸国を中心に平和

一方、日本は同様に第一次世界大戦に参戦しながらも、国土が実際の戦場とならなかったことから、厭戦気分は欧州ほどの盛り上がりを見せていなかった。当時の日本の最大関心事は山東出兵、満州謀略大事件の勃発等を始めとする中国問題である。この時期の新聞紙上において、中国もしくは満州に関する問題が紙面を飾らない日はなかった、と言いつつても過言ではない。中国の排日運動の激化の責めを受け、第二次若槻礼次郎内閣・幣原喜重郎外相による国際協調主義、対華内政不干涉主義は「軟弱外交」として世論に痛烈に批判された。その後、政権を取った友会内閣は田中義一首相の下、同党本来の政策である対外積極的な外交方針をとっていった。

しかし、このように前内閣に比べ協調色が薄い田中内閣すらも、世界の平和協調の風潮を無視することはできなかった。第一次世界大戦の戦勝国として、また国際連盟加盟国として名実共に大國の仲間入りを果たしていた日本にとって、世界の協調路線に与すること、国際的な体面を保つことが重要であったからである。つまり、日本はアメリカより提案された不戦条約に調印することで、日本の今後の協調路線を強く世界に示そうと考えたのである。

4 各章概略

このように、不戦条約の提案及び締結当時の、国際的状況と国内的状況の間にはかなりの差異があったことが分かる。それらは主に、各節で扱う以下の論点で特に顕著に表れている。

まず第一節で論じられるのは各不戦条約締結国の権益に関する留

保問題と、軍備縮小問題である。この頃の日本のマスメディアは、日本の満州権益の擁護を自明とする一方で、欧州諸国の権益擁護の動きに痛切な批判を与えている。また、不戦条約と軍縮を表裏一体のものとして論じながらも、自国の軍備についての論議は殆ど出されてない。第一節では、このような一見背反した報道姿勢から、去り行く利益追求、軍備拡張に代表される旧秩序と来る国際協調という世界的な動きによって生じた、新旧二つの理念がもたらす日本国内の摩擦を読み取っていく。

第二節においては不戦条約の理念及びその内容を論じていく。理念という点からこれを肯定する立場並びに否定する立場を通じて、戦争を廃することに対する当時の日本人の考えを知ることができる。また内容に関しては更に細かく、自衛権の定義、他の諸条約との抵触、そして実効性という三つの観点が挙げられたが、これらを通じ当時の日本人が抱いていた戦争観、国際連盟観、そして平和観を読み取ることができる。

最後に、第三節ではいわゆる「人民の名に於いて」問題を論じ、*"in the names of their respective peoples"*の字句解釈をめぐり論議から、当時の日本の国体観を読み解く。また、この字句論争の結果、日本の不戦条約批准が大幅に遅れることとなった。これを受けて、日本は国際社会の一員としてどのような行動をとるべきか、という論議が一九二九（昭和四）年から活発になっていった。ここから、日本が国際社会をどれほど強く意識していたのか、またその中で日本自身をどのように位置づけていたのか、日本人の当時の国際観を分

を求める機運が高まり、国際協調を志向する時代が到来した。

こうした国際協調の潮流を体現するように、一九二八年四月、アメリカにより不戦条約が日本、イギリスを始め九カ国に提案された。同時に、アメリカ、イギリス、日本は第一次世界大戦以前に獲得した権益を維持・保護するため、不戦条約において権益に関する留保を付すことを求めようとした。

他方、一九二七年のジュネーヴ海軍縮小議定書が海軍政策に関する諸国の意見の不一致を原因に失敗に終わり、列強による軍備縮小が難航していたため、不戦条約はこれを補完し軍縮を促進するものとして期待された。加えて、軍備の必要性やそのあり方をめぐっては、各国が各々の立場で国内において議論を展開していた。これは、不戦条約に代表される平和協定志向の中でも各国が権益などの利益や軍備による安全保障を求め続けていて、双方をいかにして折衷させるかということが各国のさらには国際社会の大きな課題であったことを示している。

そこで本節では、不戦条約をめぐる報道、議論を通じて、当時権益と軍備をめぐる国際関係がどのように捉えられていたかを分析していきたい。(一)では権益を保護しようとする各国の動きに対する評価と日本の権益に関する見解を、(二)では不戦条約と軍備の関係に関する論議を考察する。

(一) 不戦条約と権益

本項では、日本及び諸外国の権益と不戦条約との関係をマスメ

ディアがどのように論じていたかを分析する。そもそも英米を中心とする各国の権益と日本の満蒙権益は、その性質が類似していたにもかかわらず、日本のマスメディア上においてはまったく異なる位置づけと評価がなされていた。そこで以下、両者に対する論議の違いに留意しながら、英米の権益と日本の満蒙権益に関する論議について論評を加える。

まず英米の権益とその留保に関するものについて見ていきたい。当時多くのマスメディアが取り上げていた英米権益の問題は、次のとおりである。イギリスについては、自国の特殊利害地域においては他国の干渉を排除し不戦条約を適用させないとする権益留保の姿勢、アメリカについては伝統的外交政策に基づき中南米を不戦条約適用の範囲から除外するというモンロー主義に関するものであった。このように英米が自らの権益を留保、除外する方針を示していることに対し、大部分の新聞、雑誌は批判的な論議をとっている。例えば、広大な領土を持つイギリスが留保を付せば地球上のほとんどの地域が不戦条約適用外になるなどとして、多くの記事が権益と不戦条約との矛盾を指摘している。またアメリカに関しては、「引用者注：アメリカは」争議一切を「不戦」で解決したいといふ口の下から最も挑動的な争議題目を除外してをる。曰くモンロー主義関係事項、曰く国内問題の名に隠れる移民問題。換言すればアメリカ合衆国のすべての欲望を含む一切の問題を除外するのである。」と、不戦条約の理想を高唱しつつもモンロー主義や国内問題を条約から除外することで自国の利益は堅持しようとするアメリカの姿勢を批判して

いる。モンロー主義により中南米への武力行使が可能になると同時に、国内問題もまた不戦条約から除外することで当時日本が改陸を

要求していた排日移民法が維持できるため、それらの除外を宣言したアメリカは「我儘」で「傲慢」である、「全人類を馬鹿にし」ているなどと断じているものも多い。さらにそこから議論を進めて、「モンロー主義を否認せよ」、「日本などは最も異論を唱へねばならぬ」などと、日本は英米の留保条件を否認すべきだとする提言も複数みられた。このように、当時の日本人の多くが第一次大戦以降国際社会の中核を占めるようになっていったアメリカや、依然として世界の多くを支配し続けるイギリスに少なからぬ反感を持っており、彼らの主導する国際秩序に不満を抱いていたことが伺える。また一部においては、このような状況を打開し日本の影響力を示すために、留保条件を否認し英米に対抗しようとする強硬論もあつたのである。

以上の英米の留保を否定的に捉える議論とは対照的に、英米権益の存在を肯定的に捉えた論議も存在する。例えば、「引用者注：イギリスとその権益地域の」関係は、日本の東三省に対する関係以上と認めねばならぬ、(中略)英国の、ここ(引用者注：権益留保)の要求の如きは、頂末なものである」としてイギリスの権益は日本の満蒙権益以上に当然のものであるとみなし、日本にとつての東三省より重要なイギリスの留保要求を日本が非難するのは「誤り」だと難じる議論などがそれである。しかし、これらは自由主義者として有名な田川大吉郎など特異な論者の少数意見であり、当時の日本人の意

識を代表するものとはいえない。

以上のように、英米の権益に対してこれを容認する意見も少数ながら散見されたものの、その大半は否定的であった。当時の日本は欧米主導の国際秩序に協調しつつも反感や不信感を内包しており、その不満が反英論、反米論として表出したのであろう。

以上の英米権益問題に関する議論はその多くが雑誌誌上において展開され、新聞紙上において論及されることは必ずしも多くはなかった。日本の利益に直接の関係をもたない国際秩序や外交に関連する英米権益問題は、雑誌の読者層すなわち国際問題に専門的関心を抱く知識人の注目は集めても、新聞を購読する一般大衆には関心の薄いことだったのであろう。他方、それとは対照的に、日本の利益や人々の生活に直結する満蒙権益問題については雑誌よりも新聞各紙が大きく取り上げられていることから、当時の読者層による関心の違いが如実に反映されているといえよう。以下、新聞報道を中心に、「外交時報」に掲載された論文にも留意しながら日本の権益問題に対する論議を分析する。

日本の満蒙権益に関する記事は英米権益問題の場合と異なり、否定的な論は皆無であった。肯定論には、満蒙権益は日本が持っているべきであるという共通した認識があり、中には一歩進んで満蒙権益の保持はむしろ義務だとするものさえあった。日本の満洲に對する「特殊的地位を強調」し日滿関係は極めて緊密だとした全権内田康哉の発言を紹介したものや、対支政策は「支那鎮守使の任務」だとしてそれを侵略とするアメリカの認識を否定する外交時報社長

の半澤玉城の議論は其中で代表的なものである。このような共通認識の下、多くのメディアは不戦条約と滿蒙權益は矛盾せず而立すべきものと論じている。例えば、不戦条約によつて滿蒙權益を「自衛」できなくなるとすれば「日本の不利ははかり知るべからざるものとな」るが、同条約下においても自衛戦争が容認されれば滿蒙權益は条約と而立し、維持できるとする論や、不戦条約に参加したことでもしる滿蒙權益に関する政策に侵略的意図はないことが内外に証明できる効果を指摘し、日本の調印を賞賛しているものがある。

このように不戦条約と滿蒙權益の両立を必然と見る前提に立ちながら、不戦条約下において滿蒙權益をどのように保障していくかという議論が展開されるが、それらは權益維持のために留保を付す必要はないとする説と、イギリスと同様の留保が必要とする説に大別される。「留保不要論」にはその根拠として二つの論がみられた。すなわち、「我國は自衛上の必要から仮に武力を用ひたとてこれは何等不戦条約と抵触するものではなく従つて我が對滿蒙政策は全く独自の立場に在る」などというように自衛權を滿蒙に適用すること不戦条約と抵触せずに滿蒙權益を維持できるとしたもので、「引用者注」イギリスの行つた留保的言明は、我國の滿州の方面の關係に於て採用し得べき所」などのようにイギリスが行つていた權益留保の効果が日本にも及ぶため独自の留保は必要ないとしたものもある。どちらも、留保を付さなくても滿蒙權益は保持できるという見地から、留保の必要はないという結論を導いている。

後者の「留保必要論」には、日本本土でない滿蒙地域に対して自

衛權を適用するのは難しいとする議論が多い。たとえば、法学博士の信夫淳平は「外國の領土に於ける自國の居留民及び投資施設を保護するに根拠を國家自衛權に置くが如きは、國家自衛權の本来の性質を逸脱する」と論じ、權益保持は自衛權の範圍外だとしているほか、「正当防衛權なる熟語」は「弾力性に乏しく」「アヤフヤ」であり權益維持の根拠とするには定義が曖昧すぎるとする論もあった。いずれも、滿蒙權益維持のためには自衛權適用以外の方法すなわち留保が必要だという結論に至っている。

この留保問題に比して少数だが、滿蒙權益の維持、拡大という観点から、支那参加問題に関しても論が交わされていた。すなわち、支那が不戦条約に参加すれば支那を國家として認めることになり、權益維持及び拡大のための武力行使が對外戦争とみなされ許されないものとなるため、支那参加を問題視する議論が生じていたのである。たとえば、「支那」が参加すると「在留民及び我が權益を保障し居る如き行動は將來東三省を除く支那何れの地方に於ても全然認められ」なくなり、「重大なる利害關係の伴ふ問題である」として支那参加にはや否や否定的な論があった。國際協調を志向するという建前上、真つ向から否定する論は見られなかったが、ここには「支那」を正当な國家として認めていない日本の立場が反映されていると考えられる。

このように、当時のマスメディアは日本の滿蒙權益を肯定的に捉える共通認識の下に、滿蒙權益保持のための論理として自衛權の適用や留保による除外を主張した。英米の權益留保や除外に対しては

批判的な論が多かつたにもかかわらず、日本の權益に關しての議論はそれを当然とみて維持するための方法論に集中していたことは、当時の日本人の多くが滿蒙權益は英米が世界各地に有する權益と比較して重要だとみなしその正当性を確信していたことを示しており、滿州事變勃発やその後の對中政策正当化論と符合している点で極めて興味深い。

二 不戦条約と軍備

本節では、当時の新聞や雑誌が列強の軍備を不戦条約の締結と連関させてどのように論じていたかを分析する。これにより、当時の人々が不戦条約に対して抱いていた期待と、現実の國際社会の情勢の間に齟齬があつたことを明らかにする。

まず、この二つの關係について特徴的なのは不戦条約の締結によつて軍縮は進むとの見解を含む記事が多いことである。これは、各メディアが不戦条約と軍縮を相関關係にあるものとして捉えていたことを示している。象徴的なのが、幣原喜重郎外相の「不戦条約の効果は軍備制限若しくは軍備縮小の經過に徴しても、之を認めることが出来る」との声明で、不戦条約調印翌日の新聞社説が「不戦条約の成立は陸、海、空にわたる軍備の縮小を促進するものである」と論じていたように、各メディアも幣原外相の予測と同様の主張を展開している。しかし、こうした論理展開を逆さにして「軍縮事業が進捗し列強が軍備競争の必要を感じなくなつた時、初めて不戦条約が一切の戦争を否認し得る」というように、軍縮の実行こそが不

戦条約を実効あるものとする、と論じる記事もいくつも見られた。どちらの主張も、不戦条約と軍縮とが相関關係にあると捉えている点では、先述の幣原外相の声明や調印翌日の社説と共通している。他に不戦条約と軍縮に關する少数意見としては、軍縮は單なる軍備撤廃へのつなぎでしかないとみなし軍備撤廃そのものの必要性を論じているような極論もあつた。

なお、以上の議論とは対照的に軍縮が不戦条約の実効性を高めるのではなく、軍備を拡張してこそ不戦条約が効果を發揮し平和を維持できるとした論がごく少数あつたので付記しておく。

こうした抽象的、概念的な議論にとどまらず、マスメディアは当時実際に起きていた軍備問題と不戦条約の具體的關係を論じていた。ここでは、特に多く取り上げられていた三つの問題、すなわちイギリスとフランスが多国間軍縮會議で合意できなかった軍縮案を二カ国のみで妥結した海軍協定、それに対抗するかのようにアメリカが巡洋艦増強の法案を提出したいわゆる建艦計向、そして共產主義國家であり軍事大國と目されていたソ連が不戦条約に加盟するか否かの参加問題、に關する論調を考察する。

最初に、英仏の軍縮を中心とした英仏海軍協定について特徴的なのは、この協定は不戦条約の趣旨に沿うものであるかについてマスメディアが全く正反對の評価を示していることである。一つは、同協定が不戦条約と軍縮の流れに反するとして英仏を批判するものである。例えば、「仏國はこれ（引用者注：英仏海軍協定）によつて陸軍と小型潜水艦の制限を免れ、英國は昨年（三）國會議における主張

に仏国の援助をえてもつて米國に当たらんとするもの(中略)(引用者注：英仏が)不戦の宣誓に調印しながらなほかくの如し(引用者注：軍縮に熱心ではなし)とせば軍縮は前途れう」と、英仏は建て前上軍縮を目指しているようだが、この協定の真の目的は実質的な軍拡にあるとの解説である。もう一つが、この軍縮協定は不戦条約の示す平和協調の流れに沿うと解釈し、これを結ぼうとする英仏に対し疑いの目を向けるアメリカはおかしい、と英仏でなくアメリカを批判する論である。さらにそこから発展して、アメリカの猜疑心が「不戦条約の前途に暗影を投ぜんとしてゐる」というように、この協定による英仏とアメリカの対立が不戦条約の今後に悪影響を及ぼすことを懸念するものも見られた。いずれにしても、イギリス、フランス、アメリカは条約の中心国でありながら、実際には不戦条約を契機とした軍縮が進められていないとしてその矛盾を指摘していた。

このような、軍縮に対する消極的な姿勢が生み出したさらなる問題が、いわゆるアメリカの進める建艦計画である。同計画は「不戦条約を軽蔑するもの」との新聞社説や、アメリカは国際協調の一座主たらんとすると同時に「其の強大なる金力と武力(引用者注：建艦計画による軍備拡張をさすと思われる)」を振り回し、「世界第一主義を強行」しているとする雑誌記事に代表されるように、この計画は不戦条約による軍縮の流れに矛盾し、不戦の精神にそぐわないとして批判した記事が大半を占める。同計画は不戦条約批准案と同時にアメリカ上院で審議されていたことから、アメリカ上院は国際

協調の不戦条約批准案と、戦争の道具である巡洋艦の建艦案という矛盾する二つの法案を成立させようとしており国際的な信義に反する、といった批判と併せて論じられることもあった。以上から、不戦条約提唱国であるアメリカは本来軍縮の先頭に立つべきであるのに、それができていないとして多くの批判がなされていたことや、多くの場合その原因をアメリカ覇権主義に帰していたことがわかる。こうしたアメリカの覇権主義的志向への不信が当時の日本人の根底にあったからこそ、アメリカに批判的な論調が多いのであろう。

最後に各国が軍縮を進められない原因の一つに挙げられていたソ連の不戦条約参加問題に関してだが、この問題についての記事は前述の二つの問題に比べて少なく、各紙とも数本程度に留まる。ここでは、当時陸軍大国であると考えられていたソ連が不戦条約に参加すれば軍縮の促進につながるという理解に基づき、ソ連が条約に参加しなければ軍事的脅威は拭えず軍縮は進められないとの立場から、不戦条約に価値はないとし参加に消極的なソ連の態度に批判的な論調が目立つ。不戦条約を契機に軍縮が促進されることを期待する見地から、ソ連の条約不参加は問題視されたのであった。もともと、不戦条約を成功させるためには軍備撤廃が不可欠だとするソ連の見解は、不戦条約によって軍縮を進めるべきだという当時のマスメディアの論調と一致する部分もあり、この点に関しては賛同する意見も見られた。

以上見てきたように当時の日本人は、不戦条約という世界的平和条約を前にしながらも、同時に推進されるべき軍縮という重要な問

題が順調に解決されているとはみなしていなかったようである。このような状況下で論じられた二つの事例、すなわち各国の相互不信が混乱を招いた英仏海軍協定、協調と覇権主義の矛盾を顕にしたアメリカ建艦計画、軍備撤廃を唱えながらも条約参加に消極的なソ連に対するマスメディアの論調を通して、不戦条約の締結による軍縮の促進という期待と、その期待を裏切るような各国の現実の行動に、当時の日本人が強い不満を抱いていたことが明らかにされた。

本節では、不戦条約締結時における国際関係について、既得権益の維持と軍縮問題という二つの観点から考察した。第一項では国際社会の主導者たる英米に対して日本が反感を抱いていたこと、英米権益は不戦条約と矛盾するとしながらも満蒙権益は同条約と両立するとし、両者の重要性に差異を見出ししていたことが、第二項では不戦条約締結を軍縮のための大きな一歩だとしながらも、不戦条約に代表される国際協調と軍縮の推進を別々に扱う各国の動向に不信感を抱いていたことが明らかにされた。

二 不戦条約の理念と内容に対する評価

はじめに

本節では、不戦条約の理念及びその内容に対する新聞・雑誌の論説について検討していく。不戦条約の理念と内容に関する議論は主に不戦条約調印前後に最も活発になったが、以下、第一項において

は理念に対する評価を、第二、四項においては内容に対する評価のうち、特に論点とされた自衛権の問題、不戦条約以外の国際諸条約との関係(以下、諸条約との関係)、実効性の有無の問題をめぐり展開された、新聞・雑誌の論説を分析していく。

(一) 理念に対する評価

まず、不戦条約の理念に対する論説について検討する。不戦条約の理念とは、戦争の放棄と平和的手段による紛争の解決を目指すというものである。大多数の新聞・雑誌は、不戦条約を国際協調体制、世界平和を強化するものと評価し、そうした不戦条約の理念に対して好意的であった。例えば、不戦条約の調印は「国際史上における一盛事」であり、「一般人類にもたらされた最大の福音」であると主張するものや、「人類の闘争本能説」は不戦条約の調印で「通用」しなくなったと主張するものなど、不戦条約の理念を好意的に捉え、その調印を絶賛していた。さらに、国際法学者の松原一雄東北大学教授は、「帝国主義の具」、「侵略主義の具」としての戦争の行使を禁止した点を評価している。このように、大多数の新聞・雑誌が不戦条約の理念に対して好意的であり、不戦条約の調印を支持していた。これに対し、不戦条約の理念に対して否定的な意見もごく少数ではあるが存在した。例えば、国際法学者の滝川新は、不戦条約の理念は国家が当然保持する交戦権を認める国際法と矛盾するという観点から批判し、杉森幸次郎早稲田大学教授などは、人類は闘争本能で動くため、人類が戦争を放棄することは不可能だと批判している。

このように、国際法、人類本能の観点から、不戦条約の理念に対する批判は存在したものの、大多数の新聞・雑誌は、国際協調体制、世界平和を強化するものとし、不戦条約の理念に対して好意的であり、当時は国際協調体制の期待が強く意識されていたことを読み取ることができるのである。

(二) 自衛権の問題について

次に、自衛権の問題に対する論説について検討する。自衛権の問題とは、不戦条約によって侵略戦争だけでなく、自衛戦争までも禁止されてしまうのか、そもそも「侵略」・「自衛」の区別は可能なのかという問題である。大多数の新聞・雑誌は、「侵略」と「自衛」の区別は難しく、加えて国家として自衛権は当然行使できるため、自衛権及び自衛戦争の容認はやむを得ないという意見であった。例えば、国際政治学者の神川彦松東大教授は、不戦条約は「不正なる武力的行為」のみを禁止したものであるから、「正当なる武力行為」は含まれず、自衛権の承認は国際秩序維持のためやむを得ないと述べている。また、外交評論家の信夫淳平も、不戦条約が禁止する国策の手段としての戦争は、自衛戦争や侵略国への武力制裁を除く単独の任意的戦争という解釈から、自衛権の行使は禁止されていないと主張している。他に、行政学者の嶺山政道東大教授は、侵略・自衛の区別を確定しないことは、国家主権の自由を確保するものであると主張している。

一方、自衛権の行使を容認することに否定的な意見も見られた。

力制裁が違反の対象になるのではないかとという懸念が各国から起こった。仲裁裁判条約との関係については、国家間紛争を仲裁裁判へ委任することを規定した仲裁裁判条約が、不戦条約によって規定された紛争の平和的解決方法の一つとして注目され、さまざまな見解が持ち上がっていた。これら諸条約との関係についての問題が単独で、新聞・雑誌で取り上げられることは少なかった。しかしながら、自衛権や実効性の問題に関連して論じるものが存在するため、本節において論じることとする。

上記諸条約との関係における大多数の意見は、不戦条約がこれらの欠点を補足し、それらが相互補完することで世界平和に寄与できるとの立場であった。例えば、松原一雄は、「諸条約に加入した国は不戦条約に加入した結果二重若くは三重の条約的保護を受ける」と主張している。また、神川彦松や木村惇に代表されるように、不戦条約が平和的手段による紛争解決を規定するため、その解決方法として、「連盟理事会の調停」や「仲裁裁判」がより活用されるであろうという見通しも示されている。これに対し、不戦条約は諸条約が保障する自衛権や制裁戦争に関する規定と矛盾する上、仲裁裁判条約では「平和的の解決方法を執ら」ない「除外例」が設けられていることから、不戦条約が規定する平和的手段による紛争解決に「大したる期待を為すことは出来ない」と指摘するものが一部存在した。

ちなみに、国際連盟との関係では、連盟未加盟のアメリカが不戦条約を提案したという点から、不戦条約と国際連盟の関係を指摘す

例えば、「大阪朝日」、「東京朝日」には、不戦条約とは全ての自衛戦争を正当化する理念であり、不戦条約によって自衛戦争が認められてしまうことに強く反発するバーナード・ショーの論説が掲載された。また、自衛権の容認によって「高遠なる理想主義的原案の精神はほとんど骨抜き」にされたとする批判が一部に見られた。

このように大多数の新聞・雑誌は、自衛権を国家として当然行使できる権利と解釈し、不戦条約でもその権利行使はやむを得ないという意見であった。これに対して、自衛権の容認が不戦条約の精神的効果を損なわせ、自衛戦争が正当化されてしまうといった批判的な意見は散見された程度であった。すなわち、国際協調体制期においても、自衛戦争は当然行使することができ、不戦条約によって制限されるものではないとの見解が主流を占めていたことを読み取ることができるのである。

(三) 諸条約との関係について

本節では、他の諸条約と不戦条約との関係に対する論説について検討する。ここで論及の対象とする諸条約とは、国際連盟規約、ロカルノ条約、仲裁裁判条約であり、これらの条約が不戦条約を相互補完するのか、あるいは矛盾するのかが問題になった。国際連盟規約及びロカルノ条約は、侵略戦争の否認という点で不戦条約と理念が同じであったが、侵略に対する自衛権の行使や条約違反国に対する制裁を明確にしている点で不戦条約とは異なっていた。このため、不戦条約の調印に際して、これらの条約に基づく自衛権の行使や武

る記事も若干存在した。この点に関しては、アメリカが不戦条約を提案したこと、アメリカと国際連盟の関係が緊密化され、国際協調体制を強化するという論説が多い。例えば、山川端夫は、アメリカは未加盟ではあるものの、「政治問題以外では一国際連盟に積極的に「参加」していることを評価し、「米国の不戦条約提唱を中心として連盟と米国の関係を打開」することを「希望」していた。また、国際連盟の主要国が不戦条約に参加することで、「事実上米国の国際連盟加入を見たと同一の効果」をもたらすとする意見も存在している。他方、アメリカは不戦条約を新たに締結するよりも国際連盟への参加を重視すべきだとする意見も存在する。つまり、不戦条約と国際連盟という二つの多国間の枠組みが「存在することは不合理であるから」、アメリカが「国際連盟に加入し」、国際連盟を中心としていく方がよいとした意見である。この両者の意見は不戦条約そのものを活用するか否かで差があるものの、不戦条約がアメリカと国際連盟の距離を縮め、国際協調体制が強化される効果をもたらすであろうという評価では一致したものであった。

このように、不戦条約には諸条約との矛盾という問題があり、平和的手段による紛争の解決を図ることはできないとする意見が若干存在していたものの、そのほとんどは、不戦条約が諸条約と理念を同じにし、かつ相互補完することで、世界平和を更に確固たるものにするという意見であった。すなわち、不戦条約を国際連盟設立からの国際協調体制の成熟に絡め、世界平和の一助となるものと考えたと読み取ることができるのである。

四 実効性の有無の問題について

最後に、不戦条約により戦争が放棄され、平和的手段によって紛争の解決が本当に図れるのかどうかという、不戦条約の実効性の有無の問題に対する新聞・雑誌の論説について検討する。不戦条約には、条文が抽象的であること、条約違反国に対する制裁措置の規定がないこと、また、自衛権の行使や諸条約に基づく武力制裁が認められていることなどの問題点があった。そのため、不戦条約の実効性についてさまざまな見解が持ち上がった。

上記の実効性の問題点について、「世界平和の万能薬とは思はず」や、「条約内容は抜け穴だらけ」など、現状の不戦条約の規定では世界平和を達成することは不可能であり、不戦条約の直接的な実効性はないとの意見が大勢を占めた。このため、神川彦松に代表されるように多くの論者は、条約に実効性を持たせるためには、侵略国に対して何らかの制裁措置を加えられる「国際的実力機関」として、「国際軍隊、国際警察隊」が必要だと提言している。さらに、条約の抜け穴を指摘する観点から懸念を示すものも存在し、条約には抜け穴が多く、そのため実効性が失われると主張していた。このように、不戦条約には実効性は存在せず、そのため世界平和や平和的手段による紛争解決が実現されないとする主張が多数なされていた。

一方、上記のように、条約の実効性には疑問視しつつも、調印という行為によって生じる「精神的効果」に意義を見出す少数意見も見られた。例えば、高木信成中央大学教授の主張のように、条約の道

義的效果を重視する評価や、英米法学者の高柳賢三東大教授や幣原喜重郎外相の主張のように、その道徳的效果が実際に国際政局に大きな変化をもたらすという評価が典型である。他にも、条約に制裁規定が盛り込まれていないという指摘に対しては、国際連盟規約の制裁事項を適用することによって補完し、その弱点を克服することが可能であるとの主張も存在した。

このように、不戦条約の条文上の実効性よりも、調印によって生じる道義的效果に意義を見出した意見は存在したが、それらは少数であった。大多数の新聞・雑誌は、条約違反国に対する制裁措置の規定がないことを問題視し、また自衛権の行使や諸条約における制裁戦争が留保事項として認められてしまっているため、不戦条約に実効性はないとしていた。すなわち、不戦条約が調印されても、戦争放棄を国際社会に実現させることは難しいと考えていたと読み取ることができる。

以上のように本章において、不戦条約の理念及びその内容に対する新聞・雑誌の論説について検討してきた。その結果、不戦条約は、国際連盟設立以降の国際協調体制の進展と関連し、世界平和の一助になるものとされ、その理念に対し好意的な主張が多く、条約の調印を支持していた点を読み取ることができた。しかしながら、同時に、当時のマスメディアは、自衛戦争というものには不戦条約によって制限されず自然行使することができるものと解釈し、それゆえ条約の実効性は薄く、同条約の日指す戦争の放棄は難しいとも認識

していたのである。このように、理念そのものについては好意的な意見が多いものの、その実効性については、多数の否定的意見が見られるという両論の共存こそ、この時代の国際政治観を象徴的に示すものとして大変興味深い。

三 「人民の名に於いて」問題の解釈と政府の対応

はじめに

不戦条約の締結に臨む田中内閣にとり国内において最大の障壁となったのは、いわゆる「人民の名に於いて」問題であった。不戦条約の第一条にある「In the names of their respective peoples」という字句が、天皇の外交大権、すなわち、大日本帝国憲法の規定する天皇主権という国体に反するのではないかとという疑義が早され、その解釈をめぐる論争が惹起された。かかる論争に対する田中内閣の姿勢が厳しく問われたのである。最終的に「帝國憲法の条章より観て日本国に限り適用なきものと了解することを宣言す」という宣言書を付けることで批准を行ったが、この留保付きの承諾もさらなる論争の対象となっていた。

この章では、日本のマスメディアが、「人民の名に於いて」という字句の解釈についてどのような見方をしていたのか、論争に関する政府の対応についてどのような批判をしていたのかを論じ、当時の国体や政府に対する意識を明らかにする。

(一) 「人民の名に於いて」の解釈

本節では、「人民の名に於いて」という字句解釈をめぐる論説を分析し、この字句と憲法・国体との関係、政治問題に発展した経緯に関する議論を明らかにする。

「人民の名に於いて」問題は、一九二八年九月に開かれた民政党緊急総務会において、中村啓次郎民政党総務がかかる字句を遺憾であると主張したことを機に、マスメディア上でも論議されるようになった。この時の反応は後述するように、大略この字句を政争の具にしている民政党に対して不快感を表すものであったが、議論は次第にこの字句が憲法に抵触するか否かをめぐる論争へと発展していった。その具体的内容は以下のとおりである。すなわち、この論争は国体論と絡みながら、条約の批准が枢密院で議論されるのと平行し、一九二九年四月から六月頃に盛り上がった。条約の合憲違憲をめぐる議論を正面から取り扱った記事は、新聞よりも「外交時報」や「日本及日本人」といった雑誌で多く見られ、違憲論よりも合憲論の記事数のほうがやや多い。

「大阪朝日」の分析によれば、合憲論の論調は、「In the names of their respective peoples」の「peoples」を「In the names of」の解釈から合憲を導き出すもの、神川彦松・高木八尺のように解釈を放棄して、より高い見地から特別な意味を付与し合憲とするものに大別できる。かかる分け方に沿って合憲説の内容を明らかにすると、「peoples」の解釈を行った場合は「国民」と訳すのが適当であり、「In the names

の解釈を行った場合、この字句は代理関係を示さず「人民の名に於いて」と訳すべきとする。仮にこの字句全体の解釈として「人民の名に於いて」と訳すべきとしても、この字句は語気を強めるためのもので法律的には無意味な言葉であるので、天皇大権の干犯には当たらないという主張が主であった。また、より高い見地から特別な意味を付与した神川は、不戦条約の国際条約としての性質から、国際間と国内においての解釈には相違があることを前提として、日本の裁量で憲法の条項と調和する解釈をすべきと論じている。さらに記事数は多くないものの、前文に天皇が本条約を締結することを明記してあったことから、本条約は天皇の条約締結権を下犯するものではないという意見も見られた。以上のような合憲論は、「東京朝日」や「東京日日」などの主要紙を含む多くの新聞でも展開された。論者の大半は、外交や国際法を専門とする法学博士であり、田中内閣の与党である政友会代議士の主張は談話以外には見られず、下手に反論して問題を大きくしたくないという同党の意図が窺える。

以上のように合憲論は、「In the names of their respective peoples」を字句解釈によって憲法に適合させるか、または字句そのものを無意味であるとして違憲論を排除するものであった。一方、違憲論側では、ほぼ全ての論者が同字句を「人民の名に於いて」と訳し、「the names of」が代理関係を表すという解釈から、天皇の条約締結権などを干犯し、憲法・国体に抵触すると反論した。とりわけ「日本及日本人」は、「人民の名に於いて」としたまま締結すれば、左傾的思想に利用されたり、天皇大権が人民へ移ることによって軍隊

の士気が下がるなど、当字句が国体に及ぼす影響を強く懸念した。このような違憲論は、「報知」や、中村啓次郎・江木翼など野党の民政党議員が論陣を張る「民政」、本多熊太郎など右派の主張で占められた雑誌「日本及日本人」で展開された。もともと民政党全体が違憲論で固まっていたわけではなく、そのことは「民政」において主張された違憲論に幣原喜重郎や浜口雄幸といった名前がないことからそれが窺える。このように合憲違憲論争は、国体論と絡んで主張されたが、この時点においては国体という概念は、日本は天皇主権の国であるという以上の論議には発展せず、この後の時代に起こる国体明徴運動ほどの広がりを見せなかった。

以上合憲違憲論争を具体的にみてきたが、当時のマスメディアはかかる論争を通じて、「人民の名に於いて」問題の本質をどのように考え、また何故大きな政治問題になったと見ていたのか。これに関する記事は、条約調印の一九二八年九月中旬と、批准について政府と枢密院の交渉が始まる一九二九年三月に入ってから見られるようになった。他のテーマと絡めて論じられることがほとんどで、主要なテーマになることは少ないものの、関連する記事総数は相当な量にのぼり、論争への関心が窺われる。その主たる論調は、民政党が「人民の名に於いて」という字句を倒閣運動に利用したために問題が大きくなったとして、冷めた目で見るものであった。「東京朝日」がこれに関心をもつていくつか解説を加えているが、それによると、一九二八年二月の第十六回総選挙後議員の脱党が相次いだ民政党は、不安定な党内を結束させるためかかる問題を争点化した、

あるいは第十六回総選挙投票日直前に、政友会の鈴木三郎内相から民政党は議會中心主義で国体に反する、と批判されて以降、その報復として田中内閣と政友会に対する攻撃材料を探していたが、そうした折に格好の材料となったのが「人民の名に於いて」だったのである。このように党利党略で騒ぎを大きくする民政党に対して、

いくつかのメディアは、枢密院や外交に対する民政党の態度が一貫していないことを批判した。なお少数ではあるが、内閣や枢密院、歴代政府に対し、対支政策の失敗などがこの問題の遠因であるとして、その責任を問う意見も見られた。

以上、「人民の名に於いて」の解釈論争と論争自体に対する論調を明らかにした。合憲違憲論争では、合憲説がやや優勢で論拠も多様であり、論者がこの字句問題をさほど重要視してはいなかったといえよう。他方、違憲説の論調は一律で、論者も民政党関係や右派など一部の者にとどまったが、国体という観点から当問題を重要視していた。また、この問題の本質については、民政党の田中内閣倒閣運動であるとする見方が支配的であった。

二 「人民の名に於いて」問題への政府の対応

これまで「人民の名に於いて」問題の解釈と合憲違憲論争に対する論調を考察対象にしてきたが、この問題をめぐる政府の対応はどう見られていたのだろうか。政府の動向についての論評はもちろん全期間にわたって掲載されたが、とりわけ、最も記事数が多くなったのは、条約の批准が問題になった一九二九年三月頃から田中内閣

総辭職直前の一九二九年六月までである。以下、「人民の名に於いて」問題をめぐる政府批判の内容を分析し、その背後にある問題意識を明らかにしていきたい。

まず、批判の矛先が向けられたのが「人民の名に於いて」問題に対する判然としない政府の対応であり、各メディアは総じてこの対応に無責任かつ拙劣との評価を与えていた。これに関する記事は、条約調印以降、継続的に見出すことができる。特に批准に関する政府と枢密院の交渉が始まる一九二九年三月頃から、「In the names of their respective peoples」が日本の憲法にそぐわないため、留保を付して批准するかが問題となった一九二九年四月頃に盛り上がりを見せ、田中内閣総辭職直前の六月にピークを迎える。

一九二八年八月末の調印前に政府が「人民の為に」等という訳を発表すると、前節で述べた通りこの支持者もいたものの、憲法に抵触はしないが原文の意図をはずしてしまふ、政府に好都合な訳語を作ったことへの批判が起きた。民政党機関紙である「民政」や民政党に好意的な「報知」などは、外務当局の訳は原文の意味から離れているため拙劣であると批判し、この字句を載せたまま条約に調印した政府の責任を追及した。また同時期、後述するように日本政府が問題の字句の訳語に関し、アメリカ政府とやりとりした公文書の内容をめぐり議論が起きた。この問題に関して政府がアメリカの了解をきちんと得ているならば、自信を持って公表すべきと主張した論説が多く見られ、また馬場恒吾は、枢密院審議後に発表されたアメリカとの交換分書をなぜ審議前に公開しなかったか、と政府の不

審な姿勢に疑問を呈した。こうした一連の批判に動揺した政府に対し、正々堂々と一貫した態度をとることを求めた論調も見られたが、この時期はまだ政府の責任を問う記事は比較的少なく、政府批判は低調だった。

しかし年が明け、枢密院での議論が本格化すると、留保付批准問題をはじめとする手続き上の矛盾が認識されるようになり、政府への批判が顕著になる。方向性が定まらず、事態收拾にとまどう内閣や外交当局の無能さに対する批判に加え、三月頃からは、批准が遅れていることは日本の損失であるとして政府の責任を問う意見や、責任回避ばかりしている政府の延命のために批准が遅れているというものが多く見られるようになった。このような批准の遅れと同じく批判の対象になったのが、留保付批准問題であり、批准に際し、「人民の名に於いて」という字句は日本には適用されないとの主旨の留保を付すべきか否かで、各紙の態度が分かれた。批准するためには留保を付すべきであり、内閣はそうせねばならなくなった責任をとるべきであるとしたのが「報知」「民政」であり、他方、一度調印したのだから留保は付さずに原文のまま調印すべきとしたのが「大阪朝日」「大阪毎日」「時事新報」「東京朝日」である。前述のとおり合憲違憲論争では「人民の名に於いて」問題を重視しているか否かで意見が割れたが、それと同様に留保付批准問題に関しても両者は対立していた。とは言うものの、初期の留保付批准問題は、野党民政党寄りのメディアを中心に騒がれていた議論であって、人勢は原文のまま一刻も早く調印すべきという冷静な対応をしていた

に内田全権の辞職を個人の問題としたことへの批判も見られた。これに対して森恪政友会幹事長は、政府の精神に立脚して内田伯が進退したわけではないので、内田伯の辞任によって政府は何ら進退を考慮する必要はないと弁明した。このように、政府の一貫しない態度がマスメディアの不信感を煽り、不戦条約の中心議論からはずれた問題をめぐる政府批判をも肥大化させたと言える。

さて、次に問題とされたのは、議会を軽視した政府の対応であった。とりわけ多く見られたのは、政府が問題の字句を留保するということが、違憲を認めることになり、政府がそれまで議会に対し違憲ではないと主張してきたことと矛盾するとの批判である。「大阪毎日」に至っては、「田中内閣ゆゑに、議会と枢府に二枚舌を使はねばならないのである。すべては田中内閣がその非立憲的に政権を維持せんとする乱舞である」と非立憲的な政府の姿勢を厳しく糾弾した。そして、「立憲政治、議政の本義から考へて、われ等はただこの一点だけでも、田中内閣の存続を許すことが出来ない」と、田中内閣の総辞職を要求する新聞も少なくなかった。

以上のように、政府は議会との関係で数多くの批判を浴びたが、枢密院との関係に対しても批判が浴びせられた。ここでは、字句が違憲であると明言しないよう政府が枢密院に対し裏面工作をしたことが問題とされ、こうした行方は議会主義の自殺行為、立憲政治の破壊であるとの批判であった。裏面工作に関する論説の中では、特に政府が枢密顧問官の増員と引き換えに枢密院を抱き込みようとしているという批判が多く見られた。また、もう、方の当事者である枢

といえる。また少数意見ではあるが、原文で調印すべきだが留保宣言する他に道はないだろうという意見や、本多熊太郎などのように批准しなくてもよいとの強硬論もあった。

四月に入り、政府が留保付批准の態度を固めると、政府の対応への批判が増加するようになった。すなわち、調印前にアメリカから留保についての打診があったにも拘わらず、その際に日本政府は何ら修正を求めなかったこと、一度調印した条約について議会においては何の手落ちもないと答弁していたのにも拘わらず、結局留保付批准をすることに転じた政府への責任を追及する論調が大半を占めるようになった。さらに留保付批准の内容に関する批判も見受けられ、一つの宣言であるにも拘わらず、国内に対しては留保、国外に対しては留保でないという異なった使い分けをするのはあり得ないとして政府の御都合主義的態度を批判した。

六月二十六日の枢密院本会議において留保宣言付きでの不戦条約承認がなされると、田中内閣批判の声は一段と高まった。かかる批判の中で多く見られたのは、「人民の名に於いて」という字句が違憲だから留保を付けたのであって、「妥当を欠くおそれがあるから」留保を付けたとの田中の言い分は、曖昧すぎるし責任逃れであるというものであった。またこれ以後、留保宣言が付されたことを不服として辞任した内田全権をめぐる論議も活発化した。ほとんど全ての新聞・雑誌に共通して見られた意見は、内田全権が辞職したのに調印させた政府が責任を取らないことへの批判であった。他にも、辞任前に延命のために内田全権を引き留めようとしたこと、辞職後

密院に対する批判も見られ、その多くを占めたのは、責任ある現職を離れた隠居役の集まりである枢密院が政治に関与すること自体、憲政を乱すという意見であり、枢密院が条約批准問題に政治的影響力を持つことを懸念していた。枢密院に関してはその他に、政府の裏面工作に乗り、この問題に関して政府に妥協的になつていることが批判する記事も散見された。このように各メディアは、「人民の名に於いて」問題に関する政府・枢密院の態度をこれらの非立憲的性格に起因させて批判しており、ここから憲政・議政の擁護を重視していたことが読み取れる。

以上、二つの批判を論じてきたが、かかる批判と同様に目立ったのが、国際的評価の低下を懸念した政府批判である。日本が「人民の名に於いて」問題で揺れていることで、不戦条約に参加している他の国を動揺させ、それに加え、もし日本が批准せずに条約が無効になった場合、日本が対外責任を果たせず醜態をさらすことが危惧されている。例えば、「日本一国の未批准を以て条約の効力を妨げて、国際政局上における帝国の面目を傷けた」として、批准の遅延で日本の国際的評価が下がったとする意見が見られた。また、政権延命のために条約の批准が遅延したことで、日本の国際信義が損なわれたという論も見受けられた。その他、国際社会の一員であるとの意識を超えて、日本は大国であるとの意識が垣間見える論調も散見された。田中内閣の対米姿勢をめぐる、例えば「日本及日本人」の「田中内閣が返つて米国の主張に屈服したことは、(中略)語るに落ちたものである。」という批判には、アメリカと日本は同列と

の意識が滲みでていた。また、「御批准が遅れたからとて除けものにされるほど小さい日本ではない」として、日本は国際社会において無視できない大國であるとの意識が表出された記事もあった。以上、各紙は不戦条約問題によって日本の国際的評価が悪化することを懸念する立場から政府批判を行っていたが、このことから国際社会における日本の位置づけを絶えず重要視していたことが読み取れる。

本節では「人民の名に於いて」問題への政府の対応を、当時のマスメディアがいかなる問題意識から批判したのかを論じた。その中でも政府の無責任さ・拙劣さを追及する記事が大半を占めたが、憲政擁護という立場から、政府や枢密院の非立憲的性格とそこから必然的に生じる行動を憂慮する論説を多く見出すことができた。また、国際社会の一人として、国際的評価が低下することを懸念していたが、一方で少数ながら大國意識を顕にする主張も散見されたことを明らかにした。

以上、本節では、「人民の名に於いて」問題の解釈と政府の対応をめぐるマスメディアの見方を論じ、第一に、大方のメディアが冷めた目でそう見ていたように、「人民の名に於いて」問題は単なる倒閣運動であり、当字句に対して違憲論も出されたが、合憲論が主流であったということ、第二に、かかる問題に関する政府の対応をめぐる批判の背後には、政府の一貫しない態度への不信感、憲政重視、国際的評価の低下を憂慮する意識といった見方が存在したことを明らかにした。

四 風刺画、広告、和歌・漢詩

はじめに

当該期には、不戦条約を扱った風刺画や和歌・漢詩、不戦条約に便乗しようとした広告が多く見られた。本節では新聞や雑誌に掲載された、これらの情報に基づき、当時の国内状況を分析していきたい。

(一) 風刺画

一九二八年の段階では、不戦条約に関する風刺画の数は少ない。先ず、『時事新報』に掲載された北澤楽天による風刺画を紹介する。不戦条約調印時、各国の全権が平和の象徴である鳩に取り囲まれないながらも、自分の腰には今尚、大きな剣を装備しているという名実の合わない様子が風刺されている。また、絵の左下には中国人と思われる男が各国の全権と比べ、矮小に描かれている。後に中国も不戦条約に加入することになるが、現段階においては、諸外国から部外者として相手にされていない様子が風刺画からも伺える。不戦条約調印の時点では、条約の基本理念である不戦への誓いを取りあえず示しているものの、依然として軍備や権益については問題が山積していた。日本の満州権益も例外ではなく、不戦条約の内容と照ら

し合わせれば疑問符が投じられることは必至であった。このように、各国では互いに軍備や権益において認識のずれがあり、不戦条約に署名している十五カ国の代表のベンの握り方を様々に描いて、その握り方の違いから各国の条約に対する認識の違いがあることを指摘する風刺画もあった。

最も多いのは「人民の名において」問題についての風刺画である。一九二八年においては、若干掲載されていたのだが、翌年四月頃から六月に渡って頻繁に見受けられるようになる。この期間は、枢密院において、「人民の名において」問題をめぐっての条約批准問題が審議されてから、田中内閣が退陣直前に至るまでの時期に該当する。

日本を除く各国がすでに批准を済ませ、日本の早期批准を待望している中、国内においては依然として、政府と枢密院との間で留保付の批准とするのか否かでもめていた。外国からは条約の批准を急かされ、一方、国内においては枢密院によって叱責されるという、国内外で板挟みの立場にいる田中義一首相を揶揄する風刺画が掲載された。他にも、批准の段階になって急に条件付きの批准を求める日本に対し、アメリカ側が腕を組んで怒りを露にするものや、田中義一首相が枢密院の前では「留保批准」という紙を掲げて平謝りをし、その反面、外国に対しては「解釈宣言付」という別の紙を提示して批准宣言するなど、その場しのぎ的な政府の対応に批判をこめて描いたものもあった。また、六月の床次竹二郎の入閣問題をめぐっては、不戦条約という「病」を患っている田中義一首相の自宅（

内閣）にあがろうとしない床次が描かれており、入閣を遠慮する程に不戦条約問題は相場の難題として存在していたことがわかる。

このように不戦条約をめぐる政府の対応への批判が高揚する中、調印の全権を務めた内田康哉が辞任の動きを見せると、それを阻止しようとする田中義一首相の風刺画もあった。内田が辞任すると必然的に自分の引責問題が追及されると思ったからである。また、野党機関紙『民政』誌上に掲載された風刺画では、失敗を重ねてもなかなか退陣しない田中義一首相を「不死身大將」として揶揄し、負け戦の末、「憲法違反」と書かれた矢が体に突き刺さり、全身血だらけとなった姿が描かれていた。これは田中義一首相がもはや瀕死の状態にあることを表していた。

このように風刺画では、一九二八年の頃はわずかにしか登場しなかった。しかし、「人民の名において」問題が尾を引きずり、翌年四月頃から不戦条約の批准をめぐる、外国と枢密院双方の対応において田中義一首相はジレンマに陥る。その度ごとに方針がぶれる政府の対応を批判的に描く風刺画が多くを占めた。

(二) 広告

不戦条約に関連する主な広告は雑誌広告の中に見出すことができた。不戦条約関連の論文が掲載された雑誌の宣伝広告である。他に少数ではあるが、不戦条約に便乗した商品広告、不戦条約を題材とした書籍の宣伝広告、不戦条約を議題とした演説会の宣伝広告が存在する。

広告内容の多数を占めたのは、条約文中の「人民の名に於いて」という字句に関するものである。新聞・雑誌でこの字句をめぐる応酬が活発化する一九二八年九月中旬以降、字句問題を扱う広告数は増加し、議会で論争が激化する。一九二九年はほぼ全ての広告が字句問題を扱っている。これらの広告の多数は、字句問題について書かれた書籍・雑誌掲載論文の宣伝広告である。例えば、「報知」「時事」が掲載した「衆議院議員中村啓次郎先生提唱の不戦条約文問題厳正批判」は、「急告!!」「当代の大人格者にして、政界稀に見る外交通たる中村先生が、刻下焦眉の重大問題たる不戦条約文中の「人民の名に於て」の不当を糾弾し、断腸淋漓、天に泣き地に哭し、以て皇国の危急を救はんとする大論文」という力強いフレーズを用い、民政党の中村啓次郎を支持する広告を打ち出している。一方、「東京朝日」「日日」「報知」が掲載した「世界に恥を曝らす不戦条約文論争」は、「中村啓次郎君の愚劣なる謬見を駁し併せて諸名家の意見を批評す」というフレーズを用い、中村啓次郎は政争のために外交問題を悪用していると批判する。

上記のような書籍・雑誌掲載論文の宣伝広告が多い中で、「東京朝日」「日日」が掲載した字句問題を議題とした演説会の宣伝広告は興味深い。当時新聞上で宣伝されていた字句問題を議題とした演説会は、「不戦条約文問題立会演説会」⁽³⁹⁾、「險悪思想撲滅不戦条約問題醜劣政争排撃大演説会」⁽⁴⁰⁾の二つである。不戦条約文問題立会演説会は、一九二八年十月二十七日に東京少壮弁護士団が主催した会であり、不戦条約文中の「人民の名に於いて」という字句を憲法に抵

触すると主張した民政党の中村啓次郎と、憲法に抵触しないと主張した関西大学教授の向軍治を招いている。險悪思想撲滅不戦条約問題醜劣政争排撃大演説会は一九二九年一月十五日に護国同志会が主催した会であり、法学博士の土方寧、嵯川新、建部遷吾、前伯国大使の堀口九萬一、横川健堂、関西大学教授の向軍次を招いている。広告は、一段抜きの大きさと、「轟々たる輿論の警告に耳を傾けず議會は暴露戦と人身攻撃に熱中せり、彼等は政権争奪の為に国家の不利も憲政の墮落も顧みることにあらず」というフレーズを用い、「人民の名に於いて」問題を政権争奪の道具に使う議會を批判している。このように字句問題に対する演説会が開かれ、新聞上で大きく宣伝されたことから、字句問題に当時の人々が高い関心を示していたことが読み取れる。

字句問題以外に、仏米交渉、不戦条約自体、不戦条約成立、不戦条約と国際連盟、不戦条約と太平洋の将来、不戦条約と海軍拡張、不戦条約と国際経済、不戦条約と支那問題を取りあげた広告が存在する。

不戦条約に便乗した商品広告はカルピスの広告一つのみであるが、多くの新聞が紙面の二分の一の大きさを使い、「不戦条約かカルピスか」というフレーズを用いて大々的に宣伝している。広告には、「国際連盟、軍備縮小、そうして不戦条約、いづれも結構でないものは無いが、しかし、これ等は、人の心が平和になつた時、始めてその効果を表すものである。(中略)カルピスの日本と呼ばれる日の到来することは、必ずしも遠き将来で無いことを信ずる。そうし

て、その日こそ、実に世界の人々が、健康と長寿とを獲得して、心から永遠の平和を祝福する日なのである」と書かれている。第一次

世界大戦後の国際協調・平和に向う潮流を意識した広告といえる。以上、広告からは、「人民の名に於いて」問題への当時の人々の高い関心が窺えた。一方、不戦条約がもたらす軍縮や世界平和への期待、当時日本の最大関心事であった満州權益擁護と不戦条約の関係をとりあげた広告はほとんど見られなかった。

(三) 和歌・漢詩

不戦条約に関連する和歌・漢詩は、野党機関誌「民政」にのみ見られた。内容は「人民の名に於いて」問題で田中内閣・田中首相を批判するものが多数であった。例えば、「大権を犯しまつりてなほ地位にすがる男の不忠不義」⁽⁴¹⁾や、「盟約濫用人民名 国交史上流汚辱(中略) 毀国礎復汚国史 今尚在位不知恥 天也怒兮地也頤 積罪至此值萬死」⁽⁴²⁾等がある。「人民の名に於いて」という憲法違反の字句が含まれた条約を結んだ責任があるにも拘わらず、辞職をしない田中内閣・首相への強い批判が表現されていた。

他に、不戦条約自体を皮肉る和歌や、内田全権の辞職問題で田中首相を批判するものも存在する。例えば、「名詮自称フセン条約はフセン付き」という和歌があり、「フセン」という言葉を「不戦」と「付箋」二つの意味を掛けて使っている。つまり、不戦条約には留保という「付箋」がついている、と皮肉っているのだ。

以上、和歌・漢詩では主に、「人民の名に於いて」問題における

田中内閣・田中首相への強い批判が表現されていた。

結 結びにかえて

以上、不戦条約に対する日本のマスメディアの反応を考察した。ここから明らかになったことは、不戦条約を受容し、国際情勢に対して能動的な主張を見せようとしないうるマスメディアの傾向と、国内情勢において主権の所在にかかわらず議會政治を尊重する理念の存在であった。

日本のマスメディアは不戦条約に賛同する英米が自国の權益に対して留保をつけることに不信感を感じていた。にもかかわらず、自国の満蒙權益は擁護されることを当然としたが、これは満蒙權益を日本にとつて死活的に重要な特殊權益であるとみなし、他国の權益と差別化しているがゆえであった。この傾向は軍備に対しても同様であり、不戦条約の理念に反する諸国の行動は批判するものの、自国を含めた軍縮への具体的な提言をなされず、その理念的な見通しを述べるとどまっていた。

また、不戦条約の理念への評価とは裏腹にその現実的な効果には、条約の実効性に言及した論者の多くが懐疑的であった。これは、決められた枠内での戦争であれば許容されうるとする第一次世界大戦前の国際規範が依然として有効であるとの考え方が、国際法学者や外交評論家の中では依然として支配的であることを示すとともに、条約そのものは実効性を持たないという欠陥に有効な回答をだすこ

とができなかつたことを示している。

一方で「人民の名に於いて」をめぐる問題での田中内閣への評価は、拙劣な政権運営についての批判が大半であった。天皇の条約締結権への干犯を理由とする批判は、問題のきつかけに過ぎず、いまだ政権打倒への広範な支持を獲得できる意見ではなかつたのである。また、この問題による条約批准の遅れが日本の国際的評価の低下を招いたとして、政府の対外責任を問う声は、国際社会における日本の地位を重要視する意識をあらわすものであった。

このように不戦条約についての議論では、様々な視角から不戦条約の欠点が指摘されている反面、日本が不戦条約に参加することに反対する論はほとんど見られない。むしろ第三章において述べたように、批准の遅れを国際信義に反するとして非難する論調すらみられるのであり、条約への参加はマスメディアにとって白明のことであつた。さりながら、この条約参加への賛意とは対照的に、日本が不戦条約において独自の役割を果たすことを期待する論調は、マスメディア上にきわめて乏しかつたのである。

日本が不戦条約に対してかかる受動的態度をとらざるを得なかつた理由には、勃興する中国ナショナリズムに対応せねばならなかつたこと、その解決のために、第一次世界大戦後に形成された新たな国際秩序に、それが機能不全に陥っているにもかかわらず参加する必要性があつたことに求められる。それゆえ、マスメディアは、英米諸国が主導する国際秩序に不信感をつのらせていたが、この国際秩序に対して積極的に異議を申し立てるような統一的な方向性は

持たなかつたといえよう。田中内閣が不戦条約への参加を選択し、それをマスメディアの大半が支持したことは、第一次世界大戦後の国際秩序に対する信頼感がいまだ完全には損なわれていなかったことを示している。また「人民の名に於いて」問題における田中内閣に対する批判は、発端が主権の所在に関わる事柄でありながら、その多くが議会政治をないがしろにしたという論議によって内閣を攻撃するものであつた。これは、議会政治と政党政治をあるべき政治の姿とする意識が、マスメディア上においていまだ強固なものであつたことを示している。

パリ不戦条約をめぐる議論からは、対中積極外交を標榜した田中内閣期においても、依然として国際協調主義と議会政治擁護の論調をマスメディアが示していることが明らかとなつた。しかしながら不戦条約をめぐる問題によつてこれらの論調に相反する潮流が顕在化したこともまた事実であり、一九三〇年代に入り国際協調主義は満州事変によつて、議会政治は統帥権干犯問題においてひとつの転換点を迎えることとなる。不戦条約の締結に対する議論は、第一次世界大戦後の国際社会において、権益を保持する国ではあるが、その扱いをめぐつて主導的に方向性を示すことができず、自国を国際秩序の中で明確に位置付けることができなかつた日本の懊悩を反映したものであつたといえよう。

なお、本論文は我々の研究会が毎年発行している「近代日本政治資料」のうち、本年度発行した「不戦条約と日本のマスメディア」を論文形式に改めたものである。紙面の都合上、掲載記事、記事リ

ストおよび関連年表・史料は割愛した。詳しくは当資料を参照されたい。

- (1) 期間の規定がないため、今もって有効。条約本文は後掲。
- (2) 当時の日本の外交及び国際的状况に関してはイアン・ニッシュ「戦間期の日本外交」パリ講和会議から大東亜会議まで(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)、池井俊二「訂版日本外交史概説」(慶應通信、一九九二年)、北岡伸一「政党から軍部へ」(中央公論新社、一九九九年)参照。
- (3) 調査した先行研究は後掲。
- (4) 不戦条約提案から調印までの歴史的経緯については、小林啓治「不戦条約における国際秩序の変容と日本の対外政策・対外感」(山田明、小田部雄次編「近代の戦争と外交」東京堂出版、二〇〇四年)、青山聡「不戦条約成立に関する一考察」(名城法学論集)二集、一九九四年)、大畑篤四郎「不戦条約と日本」田中外交の「側面」(「国際政治」二八号、一九六五年)参照。
- (5) 池井俊二「訂版日本外交史概説」(慶應通信、一九九二年)、九四頁。
- (6) 回九五頁。
- (7) アメリカは、国内問題(排日移民法などの国内法規)に関する内容や、第三国の利害に関わる(ヨーロッパにおける問題にアメリカは関与しないとす、所謂モンロー主義)内容もまた除外していた(清澤潤「日米不戦条約に対する一提案」(「外交時報」一九二八年二月五日)などを参照のこと)。
- (8) 楠山義太郎「不戦条約の止体」(「大阪毎日」一九一九年一月一日)。
- (9) ほかに、松原一雄「不戦条約に関する米仏交渉」(「国際法外交雑誌」一九二八年四月一日)など。
- (10) 淺田彦一「アメリカ不戦外交の表裏」(「外交時報」一九二八年五月一日)。
- (11) ここにあるように、アメリカの国内問題(特に排日移民法)に関する除外にも言及した記事は多い。たとえば、坂本俊篤「不戦条約と我が対策」(「外交時報」一九二八年五月一日)、「不快なる記念日」(「東京朝日」一九二八年七月六日)など。
- (12) 前掲「アメリカ不戦外交の表裏」。
- (13) 稻原勝治「不戦条約なるもの正体」(「外交時報」一九二八年二月一日)。
- (14) 同右。
- (15) 米田實「米仏不戦条約問題」(「中央公論」一九二八年二月一日)。
- (16) ほかに、半澤玉城「対米覚書」(「外交時報」一九一九年四月一日)、松原一雄「ショットウエルの平和計画に就て」(「国際法外交雑誌」一九二八年一月一日)など。
- (17) 田川大吉郎「不戦条約に対する各国の態度」(「国際知識」一九二八年九月)。
- (18) 英米の留保を否定的に論じたものの中にも、英米の権益留保の存在を否定し難い所存のものとして、受け入れるべきだとする論があつた。その論者は、田川大吉郎と同様に自由主義者として有名な清澤潤などである(前掲「日米不戦条約に対する一提案」)。
- (19) 雑誌の多くは満蒙権益問題にはほとんど触れていないが、「外交時報」は例外的に同問題を頻繁に取り上げている。
- (20) 「不戦条約調印に就いて」内田康哉編「(時事新報)一九二八年一月二七日)。

- (21) 半澤玉城「日米関係の近情」〔外交時報〕一九二八年七月一日。
- (22) 石丸藤太「不戦条約—その止体(下)」〔大阪毎日〕一九二八年四月一八日付夕刊。
- (23) 「不戦条約を開くべし」〔東京朝日〕一九二八年五月三〇日。
- (24) 「不戦条約の効果は精神的以上 昨夜巴里に向つた内出全権語る」〔時事新報〕一九二八年八月一〇日。
- (25) 立作太郎「多数当事国間の条約に関する留保問題」〔外交時報〕一九二九年七月一日。
- (26) 信夫淳平「不戦条約と滿蒙自衛権」〔外交時報〕一九二九年七月十五日。
- (27) 「忘れられた重大な留保 枢府に望む」〔東京日日〕一九二九年四月七日。
- (28) 「支那の不戦条約参加は日本にも重大影響」〔国民〕一九二八年八月三日。
- (29) 論理が若干飛躍するが、不戦条約と権益の関係について本節で見えたように特定の国の権益に注目するのではなく、如上のような特殊権益の存在を認める世界システム自体を問題視する議論もごく少数ながらあった。すなわち、戦争の原因は列強の「経済的帝国主義」で、彼らが特殊権益によつて資源を独占する世界システムが続く限り戦争の芽は消えない。したがって、「ナショナリズムを無視」した「経済的デモクラシー」を確立することが不戦条約成功の鍵となる、というのである(岡本鶴松「戦争防止の唯一手段」〔国際知識〕一九二八年九月)。
- (30) 幣原喜重郎「国際平和に関する世界の大事」〔民政〕一九二九年一月一日。同じ号に若槻禮次郎も、同じ趣旨の論文「軍縮事業に対する我が根本方針」を寄稿している。

- (31) 「不戦条約の成立」〔大阪朝日〕一九二八年八月二八日。
- (32) 「本年の平和事業」〔大阪朝日〕一九二八年二月二六日。
- (33) たとえば、「時評 不戦条約と軍備」〔東洋経済新報〕一九二九年八月一〇日) など。
- (34) たとえば、「視瀆」〔大阪毎日〕一九二八年八月三日) など。
- (35) 同協定は一九二八年八月に提案されたものである。またこの協定は同時に、アメリカを仮想敵国とした秘密協定が含まれているなどの憶測を生じさせた。
- (36) 同法案は、アメリカ大統領クーリッジにより一九二八年一月以降に推進された。
- (37) ただし、雑誌全般にこの問題を不戦条約と関連づけた言及はほとんどなかった。
- (38) ここにおいて三回会議とは一九二七年に行われたジュネーブ軍縮会議のことで、この会議が各国の利害の不一致により失敗に終わったために、イギリスとアメリカの海軍軍縮は進まなかった。この結果を利用して、まずアメリカが海軍大拡張案を出したので、イギリスは英仏協定を結ぶことでフランスと手を組んでアメリカに対抗する姿勢を見せたという旨の記述である。
- (39) 「国際連盟の空談」〔東京朝日〕一九二八年九月一四日。
- (40) たとえば、「英仏の軍縮協定」〔東京朝日〕一九二八年八月三日) など。
- (41) 「不戦条約への暗影」〔大阪毎日〕一九二八年八月二九日。
- (42) 「米国の建艦案」〔大阪朝日〕一九二八年一月二四日。
- (43) 前掲「日米関係の近情」。
- (44) 例えば、「軍縮と英米 反省の必要」〔報知〕一九二八年一月二九日、「米国の海軍拡張」〔大阪毎日〕一九二八年一月二〇日) など。

- など。さらに、その批判を論じる中で、アメリカの大統領選挙や、平和主義者、女性解放運動家の言動や行動を取り上げて、アメリカの矛盾を突く記事がいくつも見られた。例えば不戦条約が一九二八年末の大統領選挙を意識した政権党である共和党の人気取りであり、平和や軍縮の精神とはかけ離れているという憶測が早くから存在している(「近事片々」〔東京日日〕一九二八年四月一〇日)、「不戦条約案 速やかに成立を期せよ」〔大阪毎日〕一九二八年六月二七日) など。しかし同時に、動機はともかくとしてクーリッジ政権の最大の外交的成果であると評価する記事もある(柳澤愼之介「米新大統領の外交政策」〔外交時報〕一九二八年二月二五日)、「米新大統領の就任」〔大阪朝日〕一九二九年三月四日) など。
- (45) たとえば、「米国海軍案の通過」〔東京朝日〕一九二九年二月八日) など。一方で、アメリカの建艦計画は不戦条約締結後も軍縮を進めないイギリスを軍縮に向かわせるための威嚇手段であり、同計画の真の目的は軍縮であり不戦条約がもたらす軍縮の流れに矛盾しているとしてアメリカに好意的な解釈する記事も若干見られた(「軍縮と英米関係」〔東京日日〕一九二九年二月二九日) など。
- (46) 「ロシヤと不戦条約」〔大阪朝日〕一九二八年九月八日。
- (47) 「不戦条約と露国の参加」〔時事新報〕一九二八年九月一日)。
- (48) 同右。
- (49) 例えば、月二回発行の「外交時報」において、不戦条約を取り扱う論文は一九二八年五月一〇月の不戦条約調印前後が一月平均八本であり、他の月も概ね二〜四本を取り扱っている。しかし、不戦条約調印前後においては、多くの新聞雑誌の主な対外的関心は、山東出兵による済南事件や濟州某重大事件(張作霖爆殺事件)が勃発している中国、滿蒙問題に向いており、不戦条約の理念や内容をめぐる議論

- が必ずしも中心というわけではなかった。
- (50) 「不戦条約成る」〔東京朝日〕一九二八年八月二八日)。
- (51) 「よみうり春秋」〔読売〕一九二八年八月八日)。
- 雑誌は八〜九割程が不戦条約の理念に対して好意的であった。他にも、「不戦条約の真意義」〔大阪毎日〕一九二八年七月二三日)、「不戦条約案の正式提議」〔時事新報〕一九二八年四月五日)、「米国と不戦条約」〔国民〕一九二八年八月二八日)などが、国際協調体制、世界平和を強化するという観点から、不戦条約の理念に好意的である。
- (52) 松原一雄「不戦条約の締結」〔外交時報〕一九二八年九月二五日)。
- (53) 蛭川新「不戦条約は有名無償」〔外交時報〕一九二八年二月二五日)。
- 同「不戦条約の先決問題」〔法律春秋〕一九二八年六月)。
- (54) 杉森幸次郎「戦争は終息するか—闘争本能から見た不戦条約(上)」(下)——〔東京日日〕一九二八年八月三日、九月一日)。
- 他にも、忠愛生「吾が建國精神と軍備」〔有終〕一九二八年〇月、不鳴生「最大の戦争」〔有終〕一九二九年六月)が、人間は闘争本能を有するという観点から、不戦条約の理念に対して批判的である。
- (55) 新聞はこの問題を取り上げることが少なかったが、雑誌は九割以上が自衛権及び自衛戦争を認める意見であった。
- (56) 神川彦松「不戦条約の国際法律的觀察(一)(二)(三)」〔国際知識〕一九二九年一、四月)。
- (57) 信夫淳平「不戦条約研究上の諸問題」〔国際知識〕一九二九年四月)。
- (58) 巖山政道「不戦条約と太平洋の将来」〔中央公論〕一九二八年一〇月)。
- (59) パーナード・ショー「連盟は何故支持せねばならぬか(3)」〔大阪朝日〕一九二八年二月六日)、同「連盟の将来(上)」〔東京朝日〕

一九二八年二月七日。

(60) 「平和への新たな刺激 竹板きの形ながら注目すべき新傾向」
〔東京朝日〕一九二八年八月二七日。他にも、「仏国の不戦案」(時事新報)一九二八年四月二四日)も、自衛権を容認する点を批判している。

(61) イギリス・フランス・ドイツ・イタリア・ベルギーの五カ国における、国境の現状維持、不可侵及び紛争の平和的解決を規定した集団安全保障条約。

(62) 将来国家間に紛争が生じた場合、その解決方法を武力によってではなく、仲裁裁判に委ねることを規定した二国間条約。

(63) 新聞・雑誌の六・七割は、両者が相互補完するという意見であったが、前述したように、新聞・雑誌において取り上げられることは少なかった。

(64) 前掲、松原「不戦条約の締結」。また、信夫淳平も同様の意見を主張していた(信夫「不戦条約と国際連盟の関係」〔外交時報〕一九二八年七月一日、同「不戦条約の本質」〔外交時報〕一九二九年一月一日)。

(65) 前掲、神川「不戦条約の国際法的観察」(一)、(二)、本村惇「米國と仲裁裁判条約」〔外交時報〕一九二八年四月一日。なお、神川彦松は、不戦条約の原案が提出された当初は、不戦条約はかえって国際連盟規約及びロカルノ条約の効力を阻害すると主張していた(神川「米國提案不戦条約」〔帝國大学新聞〕一九二八年一月三日、同「米國提案不戦条約と国際連盟」〔国際法外交雑誌〕一九二八年二月一日)。

(66) 山川端夫「米仏間の不戦条約及び仲裁裁判条約に対する批判」〔国際知識〕一九二八年九月。

(67) 山川「国際連盟と米國」〔外交時報〕一九二八年六月一日。

(68) 「第二国際連盟成らんとす」(時事新報)一九二八年七月二四日。
(69) 岡本鶴松「国際連盟と不戦条約」〔外交時報〕一九二八年五月五日、清澤潤「日米不戦条約に対する。考察」問題の米國案を評す」〔外交時報〕一九二八年二月五日。他には、「不戦条約交渉正式提議」(報知)一九二八年四月一日)。

(70) 自衛権の行使に関して、交渉過程時にフランスやイギリスは、自衛権の容認を規定する文言を条文に盛り込むよう主張した。これに対して、アメリカは不戦条約の理念が失われるとして、自衛権の容認を規定する文言を入れることには反対した。しかし、自衛権の行使は国家として当然有するものであるとの声明を出し、事実上自衛権の容認を認めることになった。このため、自衛権の容認は条文には直接規定されていないものの、事実上自衛権が容認されるものと解釈されることになった。また、諸条約との関係においても、自衛権や武力制裁の名の下に戦争が行われ、そのため実効性が失われるという意見が起ったが、結局、諸条約に基づく自衛権の行使や武力制裁は不戦条約に違反しないという見解に落ち着いた。

(71) 「英仏の軍縮協定」(東京朝日)一九二八年八月三日。

(72) 「よみうり春秋」(読売)一九二八年八月二九日。

(73) ほばすべての新聞・雑誌が、不戦条約には実効性に問題があることを認めている。他には、「不戦条約の提議」(大阪朝日)一九二八年四月二五日、前掲「不戦条約の真意義」、趣意は好いが効果は疑問だ。英国の世論から見た米國の不戦条約案」(時事新報)一九二八年四月二六日、「不戦案の不備を補充せよ」(国民)一九二八年六月二六日)など。しかし、一割ほどは、後述の道徳的效果が存在するとも主張している。

(74) 神川「不戦条約の価値批判」〔外交時報〕一九二八年一月一日。

前掲、神川「不戦条約の国際法的観察」(一)。(二)。他には、前掲、山川「米仏間の不戦条約及び仲裁裁判条約に対する批判」、山川「不戦条約の内容」(国際知識)一九二八年二月、前掲、松原「不戦条約の締結」、大山卯次郎「米國大統領の就任演説」(外交時報)一九二九年四月一日)などが、国際機関の必要性を説いている。

(75) 「不戦案に対する四國の回答」(時事新報)一九二八年五月三日)。

(76) 「東京朝日」において、「精神的効果」という言葉が以下の記事で繰り返し使用されている(「不戦案の是非」〔東京朝日〕一九二八年四月二日、「精神的効果から見て案外早くに調印か、まだ批評の時機に非ずと外務当局態度を明にせず」〔東京朝日〕一九二八年六月六日付夕刊、「不戦問題の進展」〔東京朝日〕一九二八年六月二七日、前掲「英仏の軍縮協定」)。

(77) 高木信敏「不戦条約の真価」(外交時報)一九二八年六月五日)。

(78) 高柳賢三「不戦条約の理想性と現実性」(文藝春秋)一九二八年七月、同「今秋の太平洋會議」(中央公論)一九二九年一月、幣原重喜郎「国際平和と世界の大勢」(外交時報)一九二九年二月一日、同「国際平和に関する世界の大勢」(民政)一九二九年二月一日)。

(79) 信夫「不戦条約に対する世評」(外交時報)一九二八年一月一日、前掲、同「不戦条約の本質」、前掲、同「不戦条約研究上の諸問題」。

(80) 「学者の便宜論」(大阪毎日)一九二九年四月二八日)。

(81) 立作太郎「国際条約中に用いられたる人民の語」(外交時報)一九二九年九月一日、巖山政道「精神から解釈せよ」(政友)一九二八年一月、杉村楚人冠「鉄帯 ビーブルス」(東京朝日)一九二

八年九月二〇日)、笠間泉雄「本多熊太郎氏の不戦条約問題に関する研究を評す」(外交時報)一九二九年四月一日)。

(82) 立作太郎「人民の爲に」と訳するがよい」(東京日日)一九二八年九月八日、前掲、巖山政道「精神から解釈せよ」、倉知鉄吉「人民の爲に」とよい」(政友)一九二八年一月)。

(83) 信夫淳平「不戦条約に対する世評」(外交時報)一九二八年一月一日、高木八尺「人民の名に於いて」(東京日日)一九二九年四月一日、高柳賢三「人民の名に於いて」について」(東京朝日)一九二九年三月四日、石井菊次郎「人民の名に於いて」と訳するが適當」(東京日日)一九二八年九月一八日、「不戦条約の語句」(大阪朝日)一九二八年九月一八日、「無留保批准が当然なり」(時事新報)一九二九年四月一八日)。

(84) 神川彦松「人民の名に於て」の論争に就て」(帝國大学新聞)一九二九年四月二二日)。

(85) 前掲、倉知「人民の爲に」とよい」、及び、前掲、笠間「本多熊太郎氏の不戦条約問題に関する研究を評す」。

(86) 例えば、神川彦松、高木八尺、立作太郎、山川端夫、信夫淳平、高柳賢三、巖山政道などが挙げられる。

(87) 大井成元「解釈留保でなく字句否認で進め」(説光)一九二九年五月五日、石井菊次郎「不戦条約論」(外交時報)一九二九年一月一日、本多熊太郎「不戦条約文問題に就て」(民政)一九二九年五月一日)等。

(88) 尾崎行雄「不戦条約の用語と帝國憲法」(日本及日本人)一九二九年三月五日、及び前掲、石井「不戦条約論」。

(89) 「政界憤念録」(日本及日本人)一九二八年一月一日)。

(90) 不戦条約御批准奏請反対同盟「不戦条約文問題とは何か」(日本

及日本人) 一九二九年三月一日。

- (91) また、「不発弾に終るか不戦条約問題」(『東京朝日』一九二八年一月一日付夕刊) が伝えるところによると、この問題を大きくしようとした民政党は西園寺公望を訪ねたが、「そのことについて、浜口君はなんと云つてゐるか」と反論され、民政党議員は「まだハツキリとはしませんか」と面を食らうてまごまごしていたと報じている。このことから、党内が違憲論一色でなかつたことが窺える。
- (92) 今回の調査の範囲では、国体に関して詳しい解説を加えているのは、「不戦条約と国体観念」(『日本及日本人』一九二八年一月一日) だけである。
- (93) 「何か目新しい戦の攻道具に拾ひ上げた不戦案」(『東京朝日』一九二八年九月八日付夕刊)。

- (94) 民政党は議会議案を採用し、国民の総意によつて責任政治の徹底を期することを標榜で謳つていた。
- (95) 贈られた名刀で命を取られさう」(『東京朝日』一九二九年四月九日)。

- (96) 本多熊太郎が田中内閣において外相になれなかつた不満から、中村啓次郎をけしにかけて問題を大きくしたとするのが、先行研究の、伊藤隆「昭和初期政治史研究」(東京大学出版会、一九六九年)である。一方で、大畑篤四郎「不戦条約中「人民」ノ名ニ於テ」の問題」(『早稲田法学』四四号、一九六九年)は、問題の発端を民政党の江木翼であると述べている。
- (97) 「不戦条約の語句」(『大阪朝日』一九二八年九月八日)、「昨日は人の身 今わが身」(『東京朝日』一九二九年四月一日)、青木篤「ビーブスに「人民」の意味なし」(『国民』一九二九年四月二六日)。

- (98) 政府が拙劣な対応を繰り返した結果とみるものとしては、「大問題化された小問題」(『東京朝日』一九二九年六月二日)、内閣の対支政策失敗が招来した結果とみるものとしては、「争いの不戦条約」(『国民』一九二八年九月二日)、歴代の政府による無責任で投げやりな政治が生んだ非国体的教養の決算とみるものとしては、田中智學「不戦条約の名文問題」(『民政』一九二九年六月一日)、枢密院対外務の争いとみるものとしては、「国民春秋」(『国民』一九二九年四月二六日付夕刊) が挙げられる。
- (99) 「現内閣の責任」(『報知』一九二八年九月二日)、及び、中村啓次郎「不戦条約締結に対する田中内閣の責任を問ふ」(『民政』一九二八年一月六日)。
- (100) 一九二八年五月二六日に日本はアメリカ提案に応じて何ら修正を付すことなく、不戦条約の討議に加わることを受諾したが、その後外務省がアメリカ案を検討したところ、憲法上好ましくないことが発覚したため、六月二三日になって、*The Board of Foreign Affairs* の削除をアメリカ側に願ひ出た。しかしアメリカが修正に難色を示したため、結局七月一六日に、同字句は、「人民の為に」と同意義であるという覚書を交わすことで決着した。これは一般に公表されない政府限りの情報とされていたが、枢密院の本条約批准後、一九二九年六月二八日に公表された。この交渉過程については、前掲、大畑「不戦条約中「人民」ノ名ニ於テ」の問題」に詳しい。
- (101) 「修正交渉が事実ならその文書を公開せよ」(『大阪毎日』一九二八年九月一日)、及び、「不戦条約批准手続きの遅延」(『東京朝日』一九二九年六月二七日)。
- (102) 馬場恒吾「田中内閣倒壊の主役者」(『中央公論』一九二九年八月)。
- (103) 「今日の問題」(『東京朝日』一九二九年四月五日付夕刊)、及び、

- (104) 「時事小観」(『時事新報』一九二八年一月九日付夕刊)。
- (105) 「時事小観」(『時事新報』一九二九年三月五日付夕刊)、「時事小観」(『時事新報』一九二九年四月一日付夕刊)、小泉又次郎「不戦条約に対する責任の所在を明示せよ」(『民政』一九二九年四月一日)、「天声人語」(『大阪朝日』一九二九年四月八日)、また、批准が遅れていて政局不安が取り除かれないうために、財界は手の出しようがないという経済重視の意見としては、「時評 通貨状態不変」(『東洋経済新報』一九二九年四月六日)がある。
- (106) 「時事小観」(『時事新報』一九二九年五月三〇日付夕刊)、「硬滴」(『大阪毎日』一九二九年五月二九日)等。
- (107) 「時事小観」(『時事新報』一九二九年三月二四日付夕刊)。
- (108) 本多熊太郎「不戦条約中「問題」の字句」に関する研究」(『外交時報』一九二九年三月一日)。また政府側の小川平吉鉄相は、「取り扱ひ次第で簡単に」(『大阪毎日』一九二九年四月十五日)で見られるように、留保付批准問題を重大視しない姿勢を貫いている。
- (109) 「時事小観」(『時事新報』一九二九年四月二六日付夕刊)、「迷宮の不戦条約」(『東京朝日』一九二九年五月二日)、「現内閣の今後」(『国民』一九二九年六月二七日)、「批准奏請と終局の責任」(『報知』一九二九年六月二三日)、「不戦条約が通過しても政府の責任は解けぬ」(『大阪毎日』一九二九年六月三日)。
- (110) 松田源治「恐らく留保の外軌をべき適なし」(『読売』一九二九年五月六日)、「政府の最後案に枢府同意するや」(『東京朝日』一九二九年四月二日)、前掲、愈よ重大化する。

- (111) 「内田伯の引責と田中首相」(『報知』一九二九年六月二七日)。
- (112) もともと内田全権は、条約原文が憲法上に何ら違反しない旨を主張し、留保宣言を付すことには反対だったが、結局、留保宣言が承認されることになり、既に準備していた辞表を提出した。この辞表については内田を好意的に見る論調が支配的であり、例えば「今日の問題」(『東京朝日』一九二九年五月七日付夕刊)、「内田伯の引責と田中首相」(『報知』一九二九年六月二七日)が挙げられる。その一方で、前掲「不戦条約の留保と責任」のように、内田全権の責任を波及する論説も存在する。
- (113) 「硬滴」(『大阪毎日』一九二九年五月八日)。
- (114) 「不戦条約留保案可決」(『大阪朝日』一九二九年六月二七日)。
- (115) 「内田伯の辞任は違憲の故ではない」(『読売』一九二九年六月二七日)。
- (116) 「不戦条約と政府の態度 愈出て愈拙」(『大阪朝日』一九二九年四月三日)が代表的である。
- (117) 「政府は違憲と認む 不戦条約の字句」(『大阪毎日』一九二九年六月一日)。
- (118) 「田中首相の隨筆 床次氏の巻連の裏面」(『東京朝日』一九二九年六月二六日)。
- (119) 「今日の問題」(『東京朝日』一九二九年四月一〇日付夕刊)。
- (120) 例えば、「理由なき顧問官の増員問題 寧ろ諮詢事項を整理すべし」(『報知』一九二九年五月二二日)、「時事小観」(『時事新報』一九二九年五月八日付夕刊)、「大権の私議」(『東京朝日』一九二九年五月三日)、「国民を無視する田中内閣」(『東京朝日』一九二九年六月一日)。
- (121) 例えば、美濃部達吉「枢密院の無自覚」(『帝国大学新聞』一九二

九年七月一日、及び「外務省の失態と枢密院」(時事新報)一九二九年四月六日。

(122) 例えば、「公事を私議す」(報知)一九二九年四月一日付夕刊、「枢府にも党彩」(報知)一九二九年三月三日付夕刊、や、「現内閣と枢密院 妥協布合は不可」(大阪毎日)一九二九年四月七日。

(123) 「國際政局に於る帝國の面目 不戦条約批准の遅延」(東京朝日)一九二九年三月二日。

(124) 例えば、「何のための政権」(東京朝日)一九二九年五月十七日、前掲、「政界憤忿録」(一九二八年一月一日)。

(125) 「天声人語」(大阪朝日)一九二九年四月二日。

(126) 「時事漫画」(時事新報)一九二八年九月九日、日曜版のトップで掲載される。

(127) 「補代現巻」(文藝春秋)一九二八年一月。

(128) 「時事漫画」(日本及日本人)一九二八年一月一日、倒閣運動の一環とも思われる民政党の浜口雄幸による猛烈な批判に必死に対応している田中義一首相が風刺されている。「補代現巻」(文藝春秋)一九二八年一月、政友会議員が必死になって字典をめくり字句の正当性を見出そうとしている風刺画。

(129) 「不戦で戦う」(国民)一九二九年三月二日、尚、国民新聞に掲載された風刺漫画は全て「新漫画画派集団」に所属する漫画家安本亮一によるものである。「時事漫画」(日本及日本人)一九二九年四月一日。

(130) 「現代」(清澤潤)「時代を画する不戦条約感懐の情景」論文掲載(大阪毎日)一九二八年一月二〇日、等。

(131) 「中央公論」(中央公論)一九二八年九月九日、論文掲載(東京朝日)一九二八年九月九日。

(132) 「時事新報経済部編」日本産業の合理化」の広告(東洋経済新報)一九二九年一月五日。

(133) 「世界平和と滋強飲料カルピス」の商品広告(時事)一九二八年九月一日付夕刊、「読売」一九二八年九月一日、「東京朝日」一九二八年九月一日付夕刊、「東京日日」一九二八年九月一日付夕刊、「大阪毎日」一九二八年九月三〇日。

(134) 松の屋主人「時事歌」(民政)一九二九年五月一日。

(135) 紀南半史「恒萬死」(詩林選)(民政)一九二九年七月一日。

(136) 難関冠者「笑詩千萬」(民政)一九二九年五月一日。

- 玉井研究会一期生
- | | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| 赤座 弘記 | 安藤 加奈子 | 池田 麻希 | 太田 裕介 |
| 越智 品 | 高森 啓太 | 竹内 将人 | 西澤 実 |
| 占市 智美 | 丸山 英紀 | 真下 啓之 | 村富 尚樹 |
| 山下 未紀 | 山内 暁 | 吉田 麻衣子 | |
- (以上一五名)

の姿も風刺漫画(時事新報)一九二九年五月二日)に掲載された。

(134) 「とんだ」親切」(国民)一九二九年四月二三日、「不戦条約自決川の塩」(国民)一九二九年六月一八日。

(135) 「恥知らず」(民政)一九二九年七月一日。

(136) 例えば、美濃部達吉編「不戦条約中」人民の名に於いての問題」(大阪朝日)一九二八年五月一日)の書籍広告がある。この美濃部達吉編の書籍は美濃部達吉、立作太郎、高柳啓三、高木八尺、神川彦松の論文から成る。他に「南無妙法蓮華経不戦条約の字句問題」の広告(東京朝日)一九二八年九月三日、「報知」一九二九年四月三日)等がある。

(137) 「衆議院議員中村啓次郎先生提唱の不戦条約文問題禁止批判」の広告(報知)一九二九年一月五日、「時事新報」一九二九年一月六日。

(138) 「世界に恥を曝らす不戦条約文論争」(東京朝日)一九二八年一月二日付夕刊、「東京日日」一九二八年一月二三日付夕刊、「報知」一九二八年二月二六日。

(139) 「不戦条約文問題立会演説会」の告知広告(東京朝日)一九二八年一月二六日、「東京朝日」一九二八年一月二七日、「東京日日」一九二八年一月二八日。

(140) 「除悪思想撲滅不戦条約問題醜劣政争排撃大演説会」の告知広告(東京朝日)一九二九年一月五日付夕刊、「東京朝日」一九二九年二月一日付夕刊。

(141) 「世界と我等」(米仏不戦条約の交渉)論文掲載(時事新報)一九二八年四月二日、「婦人公論」(米井萬助、米仏不戦条約の交渉)論文掲載(中央公論)一九二八年四月)。

(142) 「週刊朝日」(岡本節松「不戦条約の解説」)論文掲載(大阪毎